


健全な男女共同参画社会をめざす会

正しい男女平等とは

[トップ](#) [入会のご案内](#) [会報](#) [活動内容](#) [リンク集](#) [お問い合わせ](#)

[会報一覧に戻る](#)

なでしこ通信 20号

<p>なでしこ通信 第20号</p> 	<p>目次</p> <p>松山市条例運用についての請願可決！</p>
---	------------------------------------

前号にてお知らせいたしましたように、めざす会有志が松山市に提出してまいりました請願が、市民福祉委員会および本会議で可決されました。
以下そのご報告です。

松山市男女共同参画推進条例の運用の基本方針を 明確にすることを求めることについて

男女共同参画社会基本法は平成11年6月に制定され、同年末までに2回改正されました。

翌年12月に男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画の施策が本格的に推進されることになりました。

この基本法の定めるところにより、地方公共団体は続々と男女共同参画推進のための条例を制定しました。

松山市は平成15年7月に男女共同参画推進条例を制定し、同年12月に改正しました。

基本法には「ジェンダーフリー」という思想が巧妙に隠されていますが、多くの国会議員はそれに気づかず、また法案の作成にかかわった審議会委員や官僚に対して不信の念を持たなかったため

に、基本法を易々と成立させてしまいました。地方公共団体の議会においても、同様に多くの議員がむしろよいものと判断し、条例を成立させました。

基本法では隠されていたジェンダーフリーの思想が、基本計画では表に引き出され、偏向した男女共同参画の施策が行われることになりました。その施策が進み、ジェンダーフリー思想が社会に

周知されるに及び、ようやく男女共同参画の正体に人々が気づき、各地で多くの批判が湧き上がってきました。

その批判を受け、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー思想の普及を目的とするものではない」という趣旨の弁明を行うとともに、平成17年12月には第2次基本計画を作成し、ジェンダーフリー色を除去した男女共同参画推進の基本方針を示しました。

昨年12月には教育基本法が改正され、続いて本年6月に学校教育法、地方教育行政法およ

び教員免許法のいわゆる教育三法が成立しました。これらの改正法では、伝統と文化の尊重、規範意識と公共の精神の醸成、家族と家庭の重視などが掲げられています。

ジェンダーフリーの思想はこれらの価値観と全く相容れません。

このように私たちを取り巻く社会の情勢は、松山市が男女共同参画推進条例を制定したころとは大きく変わっています。したがって松山市が政府の第2次基本計画、改正教育基本法および改正教育三法の精神、さらには小児医学や脳科学等の最近の学問水準に基づき、下記の請願事項を基本方針として現行の条例を運用されるよう請願いたします。

■請願事項

- (1) 日本の伝統と文化を尊重すること
- (2) 身体および精神における男女の特性の違いに配慮すること
- (3) 家族と家庭を重視すること
- (4) 専業主婦の社会的貢献を評価し、支援すること
- (5) 子どもを健全に育成する上で乳幼児期に母親の役割が重要であることに配慮すること
- (6) 性教育は社会の良識に配慮し、子どもの発達段階に応じて行うこと
- (7) 数値目標は現実的に策定し、長期的視野に立って達成すること
- (8) 教育においては上記の全項に配慮するほか、規範意識と公共の精神の醸成にも努めること
- (9) 表現の自由および思想信条の自由を侵さないこと
- (10) 松山市はジェンダー学あるいは女性学の学習あるいは研究を奨励しないこと
- (11) 性別による固定的役割分担意識およびそれに基づく社会習慣を認定した場合には、その認定について松山市議会に報告すること

[市民福祉委員会での審議] ~12月11・12日

11日、この請願が審議に入ったのは午後1時半でした。3時まで審議しましたが、最初から継続審議に持ち込もうとする反対派議員の抵抗のため、議事は全く堂々巡りを続けました。反対派の一人・三宮議員が請願人（小笠原会長）に説明を求めたため、翌日参考人として請願人のひとりが委員会に出席し、11日に出された意見に対する説明を行いました。以下はその骨子です（太字が反対議員の意見）。

★松山市の条例にジェンダーフリー色はないのか

○基本法には「ジェンダーフリー」どころか「ジェンダー」という言葉さえありません。愛媛県の条例も同様です。しかし松山市の条例には「ジェンダー」という言葉が7箇所あり、そのうちの5箇所で「ジェンダーの解消」の意味で用いられています。「ジェンダーの解消」はジェンダーフリーと同じ意味です。

政府の第二次基本計画では、「ジェンダーフリー」という言葉を行政において使用することを禁じました。ただし、「ジェンダー」という言葉は残りました。だからと言って、「ジェンダーフリー」はいけませんが、「ジェンダーの解消」ならよいなどということがあるのでしょうか？

★「基本法にはジェンダーフリーという思想が巧妙に隠されている」という表現は？

○前述の通り、基本法には「ジェンダー」という言葉も「ジェンダーフリー」という言葉もありません。それなのに、基本法の運用がジェンダーフリー的だとして見直されたということは、「ジェンダーフリーという思想が巧妙に隠されていた」ことを証明しています。

私たちは「ジェンダーフリーを鍵にして松山市男女共同参画推進条例を読み解く」という18ページの文書を作成しています。その中で、条例に「ジェンダーフリーの隠語」が含まれているので、常識的に読むと条例は理解できないことを指摘しています。

★我々はジェンダーフリーについて理解不足なのか？

○ジェンダーフリーの思想はフェミニズムとも呼ばれ、マルクス主義の考え方です。ここ

に、エンゲルスという人が書いた「家族・私有財産・国家の起源」（フェミニストの必読書）という本があります。このなかに、「夫は支配者であり、妻は奴隷である」と書いてあります。夫と妻は支配・被支配の関係にあるというわけです。すべての社会事象を支配・被支配の観点から見るのが、マルクス主義です。

妻が被支配の立場から脱するには、夫の支配下から抜け出さなければなりません。つまり夫婦は解体されて、妻は自立し、もはや妻であってはならないのです。すると、社会は個人を基礎として成り立つのであり、個人個人が平等であるためには、男と女はまったく同じに扱われなければならないのです。

これは、男女平等の思想ではありません。なぜなら、男女平等は男女の違いを前提にしているからです。

★ コムズの資料は偏向していないのか？

○コムズの図書がどのような傾向をもつかは、購入図書リストを見ればたちどころに分かります。昨日、課長が答えていました。「偏向はしていない。女性の自立のための本があるだけです」。「女性の自立のための本」とは、ジェンダーフリーの本ということではないのですか？

★ 請願事項の第10項は不当なのか？

○「奨励する」とは「優遇」するという意味で、「奨励しない」は「禁止する」という意味ではありません。「松山市は行政において女性学を特別扱いするべきでない」と要求しているのです。行政は一学説、一思想を特別に優遇するべきではないのです。それは、一種の思想統制だからです。

政府は、第1次基本計画では女性学あるいはジェンダー学の振興と研究を奨励しました。しかし、第2次基本計画ではそれを取り止めました。

[本会議での討論] ~12月17日

市民福祉委員会の今村委員長から委員会での審議の報告があった後、賛成・反対討論が行

われました。

賛成の立場からは自民党・池本議員が次のように述べられました。

○ジェンダーフリー思想は発想の原点にあらゆる男女の役割分担を攻撃の対象として暴走する性格を持っている。

○有性生殖によって生命を繋いできたという人類の宿命を考えれば、性差意識・役割分担のすべてが悪いとは言えない。

反対側からは武井・三宮両議員が

○ジェンダーフリーは女性差別をなくし人権の尊重を確立する考え方である。

○DVは年々深刻な事態を迎えており、「家族と家庭の重視」という言葉に縛られ被害を訴えられい女性もいる等と発言しました。

迎えた採択では、請願賛成25、反対5、（棄権14）となり、みごと可決されました。

[請願可決をめぐって]

■この請願をめぐってマスコミも連日さかんに報道を行いました。

詳しくは同封の記事をご覧ください。条例改正ではないたかが請願に、と思われるかもしれませんが、この請願が実は大きな意味をもつ、ということは私たちだけではなく、反対派のフェミニストもマスコミもよく知っているものと思われます。

■全国各地には、松山市のような問題ある条例を抱えた自治体も少なくありません。その改正や廃棄には、千葉県市川市の例でもおわかりのように、不動の志と強い連帯感に結ばれた心ある地方政治家の集団を必要とします。しかし今回の請願は、良識ある条例運用を求めるものであり、確かに劇的な効果をもつものではありませんが、条例を具体的に施策に移す「行動計画」に反映されるものとなるでしょう。そういう意味でしっかりした議員が多数を占める自治体であれば、全国どこでも参考にしうる戦術といえるのではないのでしょうか。

■大げさに言えば、この請願は日露戦争の旅順要塞における「二百三高地」になるのかもしれない。難攻不落を誇ってきた男女共同参画要塞を突き崩す突破点になる可能性もあります。自画自賛ですが。

■松山市議会に、全国から賛否のファクス・メールが寄せられました。総数は509件。なんと63%が請願を支持するものでした。おかげで反対派に与するマスコミも「市民の声押し切って強行採決」などとは書けなくなっています。全国の皆様、本当にありがとうございました！

■□□事務局からのお知らせ■□□

明けましておめでとうございます。

皆様の益々のご多幸とご尊家のご繁栄をお祈り申し上げます

■会員の方からの声をご紹介します。

★「大学生のお客様を見て思います。1回生の男女ふたりがサークルを代表していらしゃることが多いのですが、必ずと言っていいほど、女性が説明をし、男は横でうなづくばかり、男子学生の目を見て問えば、たちまち目をそらし、返事は女子学生です。自他ともに認める恥ずかしがり屋の自分は同情もするのですが、同じ男として、あまりにも不甲斐ないと思います。これもジェンダーフリー教育の弊害なののでしょうか。（30代自営の男性）」

★「田下先生の本を読ませていただいてから「抱っこ」を実践していますが本当に良いです！私は出産以来、腰痛持ち？になり18kgの子供を持ち上げることは厳しいのでしゃがんでぎゅっと抱きしめるようにしていますが抱きしめてあげると子供が安心するのがよくわかります。田下先生は愛情のタンクがいっぱいになるという素敵な表現をされてましたがまさにそのとおりだと思います。今は子供の方から、朝起きたときや寝るときなど「ぎゅーってして！」と寄ってきます。今日も昼間に私がずーっと換気扇掃除に奮闘していると終わった頃に子供が「ぎゅーっとしたくなった」とやってきて1,2秒抱きしめてあげると、笑顔でおもちゃの場所に戻りまた遊び始めました。抱っこは親子ともに、ほっこ

りと幸せを実感できてほんまにええなあと思います。子供が寄ってこなくなるまでは続けたいです。」（30代主婦）

■月2回「めざす会」学習会を開催しております。日時（原則は第1&3金曜日）や会場はお問い合わせ下さい。

■会費の切れる会員の方には振替用紙と「入会のご案内・ご賛同者名簿」を同封しております。現在の会員数は640名。1,000名をめざしております。この機会にご家族やご友人にもご入会いただけ

ますようお願い致します。新しい方のお名前は通信欄にお書き下さい。

健全な男女共同参画社会をめざす会

会長 小笠原ミワ子

事務局 青井美智子

〒790-0931松山市西石井1-3-30

電話090-3181-4004 FAX 089-964-3903

メール t64r59@bma.biglobe.ne.jp